

京都市立看護短期大学事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第137号

京都市立看護短期大学事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市立看護短期大学事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条中「次の室」を「事務室（以下「室」という。）」に改め、「事務室」を削る。

第2条第1項中「事務長」を「事務長」に改め、同条第3項中「室に」の右に「担当課長又は」を加え、同条に次の1項を加える。

6 担当課長の職名の前に、市長が別に定める担当事務の名称を付することがある。

第3条第2項中「事務長補佐は、」の右に「事務長が定める事務について」を加え、同条第3項中「係長」を「担当課長及び係長」に改める。

第4条第2項中「ときは」の右に「、主管事務につき」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、担当課長が置かれている場合は、主管事務につき、担当課長がその職務を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、事務長補佐又は係長がその職務を代理する。

第6条中「並びに」の右に「担当課長、」を加える。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)